

## 綾町危険木除去費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内において、住宅、農地等への倒木被害から町民の生命及び財産の保護を図り、適正な里山環境を維持するとともに、町民の自主的な里山環境の維持・保全の促進を図るため、山林の危険木の伐採、撤去及び処分（以下「除去等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で危険木除去費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和43年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する町内の森林内にある立木竹のうち、枯死、衰弱その他の事由により倒木等の危険が生ずるおそれがあるものをいう。ただし、住宅の敷地内にある庭木等の立木竹を除く。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次項に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第3項に掲げる全ての要件を満たす者とする。

2 対象者の区分は、次のとおりとする。

(1) 危険木の所有者

(2) 危険木により被害を受けるおそれのある住宅、農地等を所有し、又は管理する者。  
ただし、申請者が危険木の所有者と異なる場合は、危険木の所有者の承諾を得ていなければならない。

3 共通の要件は、次のとおりとする。

(1) 交付対象者は、類似する他の補助金を受給していないこと。

(2) 本町における税金等の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、危険木の除去等に係る経費（消費税をのぞく）とする。ただし、機材の購入は対象としない。

2 危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を経費とする。

3 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 危険木の所有者 100分の50以内

(2) 危険木により被害を受けるおそれのある住宅、農地等の所有者等 100分の75以内

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、1申請につき10万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の申請期間)

第6条 申請期間は4月1日から翌年2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金交付申請書等（規則別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 危険木の除去等に要する経費の見積書

(2) 危険木の所在及び周辺の状態を確認できる位置図及び図面

(3) 危険木の現況及び周辺の状態を確認できる写真

(4) 承諾書（別記様式第1号、申請者と危険木の所有者が異なる場合）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の申請者につき、同一年度内において1回を限度とする。

3 前2項の規定による申請は、同一の場所（土地の区画又は一体の森林をいう。以下同じ。）につき1回限りとし、費用を分散させる目的等により複数年にわたって申請する

ことは認めないこととする。ただし、同一の場所における申請であっても、町長が当該目的ではないと判断したときはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書（規則別記様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者は、綾町危険木除去費補助金請求書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し又は返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助事業が完了したときは、速やかに、規則第13条に規定する補助事業実績報告書（規則別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 危険木の除去等に要する経費の支払を証明する書類の写し
- (2) 事業完了後の写真

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この公表は、交付の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。